

## 検索結果詳細画面

### 検索結果詳細画面


総合検索 [最高裁判所判例集](#) [高等裁判所判例集](#) [下級裁判所判例集](#) [行政事件裁判例集](#) [労働事件裁判例集](#) [知的財産裁判例集](#)

#### 最高裁判例

→ 検索結果一覧表示画面へ戻る

事件番号	平成20(あ)1136
事件名	殺人, 強姦致死, 窃盗被告事件
裁判年月日	平成24年02月20日
法廷名	最高裁判所第一小法廷
裁判種別	判決
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	集刑 第307号155頁

原審裁判所名	広島高等裁判所
原審事件番号	平成18(ウ)161
原審裁判年月日	平成20年04月22日

判示事項	死刑の量刑が維持された事例(反対意見がある。)(光市母子殺害事件)
裁判要旨	
参照法条	
全文	 全文

# 裁判例①

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人安田好弘ほかの上告趣意は、憲法違反、判例違反という点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み記録を調査しても、刑法411条を適用すべきものとは認められない。

付言すると、本件は、犯行時18歳の少年であった被告人が、(1) 山口県光市内のアパートの一室において、当時23歳の主婦（以下「被害者」という。）を強姦しようと企て、同女の背後から抱き付くなどの暴行を加えたが、激しく抵抗されたため、同女を殺害した上で姦淫の目的を遂げようと決意し、その頸部を両手で強く絞め付けて、同女を窒息死させて殺害した上、強いて同女を姦淫した殺人、強姦致死、(2) 同所において、当時生後11か月の被害者の長女（以下「被害児」という。）が激しく泣き続けたため、(1)の犯行が発覚することを恐れ、同児の殺害を決意し、同児を床にたたき付けるなどした上、同児の首に所携のひもを巻いて絞め付け、同児を窒息死させて殺害した殺人、(3) さらに、同所において、現金等が在中する被害者の財布1個を窃取した窃盗からなる事案である。

(1)、(2)の各犯行は、被害者を殺害して姦淫し、その犯行の発覚を免れるために被害児をも殺害したのであって、各犯行の罪質は甚だ悪質であり、動機及び経緯に酌量すべき点は全く認められない。強姦及び殺人の強固な犯意の下で、何ら落ち度のない被害者らの尊厳を踏みにじり、生命を奪い去った犯行は、冷酷、残虐にして

非人間的な所業であるといわざるを得ず、その結果も極めて重大である。被告人は、被害者を殺害した後、被害者の死体を押し入れに隠すなどして犯行の発覚を遅らせようとしたばかりか、被害者の財布を盗み取って(3)の犯行に及ぶなど、殺人及び姦淫後の情状も芳しくない。遺族の被害感情はしゅん烈を極めている。被告人は、原審公判においては、本件各犯行の故意や殺害態様等について不合理な弁解を述べており、真摯な反省の情をうかがうことはできない。平穩で幸せな生活を送っていた家庭の母が、白昼、自宅で惨殺された事件として社会に大きな衝撃を与えた点も軽視できない。

以上のような諸事情に照らすと、被告人が犯行時少年であったこと、被害者らの殺害を当初から計画していたものではないこと、被告人には前科がなく、更生の可能性もないとはいえないこと、遺族に対し謝罪文と窃盗被害の弁償金等を送付したことなどの被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、被告人の刑事責任は余りにも重大であり、原判決の死刑の科刑は、当裁判所も是認せざるを得ない。

よって、刑法414条、396条により、裁判官宮川光治の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり判決する。なお、裁判官金築誠志の補足意見がある。

裁判官金築誠志の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛成するものであるが、宮川裁判官の反対意見に鑑み、若干の意見を付加しておくこととしたい。

反対意見の結論は、再度、量刑事情を検討して量刑判断を行う必要があるから、その点の審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すことが相当というものである。

いなければならぬか、どのような要件を満たすものでなければならぬかを明らかにした上で、それとの乖離の程度を判定しなければならぬが、人の精神的能力、作用は極めて多方面にわたり、それぞれの発達度は個人個人で偏りが避けられないものであるのに、果たして、そのような判断を可能にする客観的基準や信頼し得る調査の方法があるのだろうか。少年法51条1項が死刑適用の可否につき定めるところは18歳未満が以上かという形式的基準であり、精神的成熟度及び可塑性の要件を求めていることは、反対意見にもあるとおりであり、少年法のその他の規定で年齢が要件となっているものの中にも、実質的な精神的成熟度を問題にしている規定は存在しない。本件の第1次上告審判決はもちろぬ、いわゆる永山事件の最高裁判決（最高裁判昭和56年（あ）第1505号同58年7月8日第二小法廷判決・刑集37巻6号609頁）も、精神的成熟度が18歳未満の少年と同視し得るかどうかが判別して、死刑適用の可否を判断すべきことを求めているものとは解されぬ。

精神的成熟度は、いわゆる犯情と一般情状とを総合して量刑判断を行う際の、一般情状に属する要素として位置付けられるべきものであり、そのような観点から量刑に関する審理・判断を行った原審に、審理不届の違法があるとすることはできな

いと考える。

裁判官宮川光治の反対意見は、次のとおりである。

1 私も、多数意見と同じく、被告人の本件行為は、(1) 被害者に対する殺人、強姦致死、(2) 被害者に対する殺人、そして、(3) 窃盗にそれぞれ該当すると考える。被告人の弁解は不合理であり、遺族がしゅん烈な被害感情を抱いていることは深く理解できる。被告人の刑事責任は誠に重い。私が多数意見と意見を異に

するのは、次の点である。被告人は犯行時18歳に達した少年であるが、その年齢の少年に比して、精神的・道徳的成熟度が相当程度に低く、幼いというべき状態であったことがわがが証拠が本件記録上少なからず存在する。精神的成熟度が18歳に達した少年としては相当程度に低いという事実が認定できるのであれば、そのことは、本件第1次上告審判決（最高裁判平成14年（あ）第730号同18年6月20日第三小法廷判決・裁判集刑事289号383頁）がいう「死刑の選択を回避するに足りる時に酌量すべき事情」に該当し得るものと考ええる。また、精神的成熟度が相当程度低いという事実が認定できるのであれば、強姦の計画性を含め本件行為の犯情等の態相が変わる可能性がある。以下、詳述する。

2 いわゆる永山事件の差戻し前控訴審は、被告人が劣悪な生育環境であったことをとらえ、「犯行当時19歳であったとはいえ、精神的な成熟度においては実質的に18歳未満の少年と同視し得る状況にあったとさえ認められるのである」として、これを量刑判断の一事情として1審の死刑判決を破棄し、無期懲役を言い渡した（東京高裁判昭和54年（う）第1933号同56年8月21日判決・東高時報32巻8号46頁）。これに対し、最高裁は、犯行時19歳3か月ないし19歳9か月の年長少年であった「被告人の精神的成熟度が18歳未満の少年と同視しうる」となどの証拠上明らかではない事実を前提として本件に少年法51条の精神を及ぼすべきであるとする原判断は首肯し難い」として、破棄し差し戻した（最高裁判昭和56年（あ）第1505号同58年7月8日第二小法廷判決・刑集37巻6号609頁）。この最高裁判決は、被告人の精神的成熟度が18歳未満の少年と同視し得ることが証拠上明らかなる場合に少年法51条の精神を及ぼすことができるかどうかについては、これを否定してはいない。本件第1次上告審判決は、被告人の生育環

と少年調査票（1審甲219号証）が取り調べられている。鑑別結果通知書の総合所見は、被告人の「内面の未熟さが顕著である」とし、自殺した「母親と父親からの見捨てられ感は強烈」であるとしている。少年調査票の家庭裁判所調査官3名の見解は、小学校入学前後から激しくなった両親の諍い、父親の暴力、被告人の被害意識、中学1年時の母親の自殺等が被告人の精神形成に影響を与えたことを示している。父親の暴力は、1審、第1次控訴審、第1次上告審では取り上げられていないが、12歳時における母親の自殺とともにこの事実が被告人の幼少年期において与えた影響をどう評価するかは、本件の重要なポイントでもあると思われる。以上について、原判決は、同情すべきものがあり、人格形成や健全な精神の発達に影響を与えた面があることも否定できないが、「経済的に何ら問題のない家庭に育ち、高校教育も受けることができたのであるから、生育環境が特に劣悪であったとはいえない」とするにとどめている。しかしながら、家庭裁判所調査官は、「3歳以前的生活史に起因すると思われる深刻な心的外傷体験や剥奪、あるいは内因性精神病の前駆等により人格の基底に深刻な欠損が生じている可能性も疑える」と記述しているのであり、鑑別結果通知書中においても、顕著な内面の未熟さのほか、幼児的万能感の破綻、幼児的な自我状態が指摘されている。そして、家庭裁判所調査官は心理テスト（TAT：絵面統覚検査）結果の解釈として、「いわゆる罪悪感は浅薄で未熟であり、発達レベルは4、5歳と評価できる」と記述し、バウムテスト（ツリーテスト）でも「幼稚で自己愛が強く」と記述している。これについて、原判決は、「TATの結果のみから精神的成熟度を判断するのは相当でない上、前後の文脈に照らすと、この記載は、主として被告人の罪悪感に関する発達レベルを評価したものと解される」と述べているが、それ以上の付言はない。罪悪感に関する発達

レベルとは、行為規範の内面化がどの程度進んでいるかということであり、行為の是非を弁別する能力の発達レベルそのものである。それは、精神的成熟度の重要な指標と考えるべきでもあろう。「4、5歳」であるとの評価には疑問もあるが、家庭裁判所調査官の認識は被告人においては行為規範の内面化はかなりの遅れがあり、人格的成長は幼いものであったと思われる。原審においては、これら少年調査記録の内容を基に、被告人の人格形成や精神の発達に何がどのような影響を与えたのか、犯行時の精神的成熟度のレベルはどのようなものであったかを分析し、別るといふ作業が必要であった。

5 本件においては、被告人側から、B教授の「犯罪心理鑑定報告書」（原審弁9号証）とC教授の「精神鑑定書」（原審弁10号証）が証拠として提出されており、2人の証人尋問が行われている。前者は、それぞれ2時間前後をかけた8回の被告人面接調査を行い、幾つかのアセストを実施したほか、父親に4回、母親の妹、義母、高校時代の指導教員、同級生2名にそれぞれ1回の面接調査を行い、各判決書、公判記録、捜査段階の調書、書簡等の資料、前記少年調査記録を参照した上での、犯罪非行臨床心理学の専門家としての知見に基づく鑑定報告である。後者は、被告人とそれぞれ2時間をかけて3回の面接調査を行い、父親、友人1名、被告人の祖母及び母親の妹に面接調査を行い、その他捜査段階の調書を除く前記資料を参照した上での、精神医学、とりわけ青少年の精神病理に関する研究者・医師としての専門的知見に基づく鑑定報告である。B鑑定における「母胎回帰ストーリー」という動機が存在するという鑑定意見は採用できない。しかし、被告人が母親の自殺による急激な自己愛剥奪の影響を強く受けていること、父親との関係での被害待望の後遺症があること、身体的性の成熟に対してそれを統制できる精神的成熟が著

## 検索結果詳細画面

### 検索結果詳細画面

総合検索      最高裁判所判例集      高等裁判所判例集      下級裁判所判例集      行政事件裁判例集      労働事件裁判例集      知的財産裁判例集


# 裁判例②

## 最高裁判例

→ 検索結果一覧表示画面へ戻る

事件番号	平成18(あ)417
事件名	銃砲刀剣類所持等取締法違反, 強盗殺人, 死体遺棄被告事件
裁判年月日	平成20年02月20日
法廷名	最高裁判所第一小法廷
裁判種別	決定
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	集刑 第293号119頁

原審裁判所名	仙台高等裁判所
原審事件番号	
原審裁判年月日	平成17年12月22日

判示事項	被殺者2名の強盗殺人等被告事件につき, 多数意見では被告人2名を無期懲役に処した第1審判決を維持した控訴審判決を破棄しなければ著しく正義に反するとは認められないとされたが, 1名の被告人について, 2裁判官による量刑不当との反対意見が付された事例
裁判要旨	
参照法条	刑法9条, 刑法240条, 刑訴法411条2号
全文	 全文

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

検察官の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は量刑不当の主張であり、被告人Aの弁護士大野貴雄の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、実質は単なる法令違反、事実承認の主張であり、その余は量刑不当の主張であって、いずれも適法な上告理由に当たらない。

所論にかんがみ、被告人両名の量刑につき、職権により判断する。

本件は、被告人両名が、共犯者1名と共に、B及びCを殺害して金品を強取しようと企て、けん銃3丁をこれらと適合する実包18発と共に携帯して所持した上、Bに対し、被告人Dにおいて、上記けん銃のうちの1丁で実包1発を発射し、Bの頭部に命中させ、Cに対しても、同被告人において、同けん銃で実包2発を発射し、いずれもCの頭部等に命中させて、両名を殺害するとともに、B所有に係る現金30万円余り等在中のかばん1個を強取し、さらに、両名の死体を山林内に運び、あらかじめ掘っておいた穴に埋没させて遺棄したという、銃砲刀剣類所持等取締法違反、強盗殺人、死体遺棄の事案である。

Bは、父親が総長をしている暴力団傘下の組織であるB班を率いていたもの、被告人Aはその幹部、被告人D、Cはその構成員であり、被告人Dは、被告人Aの弟分的な立場にあったものであるところ、被告人Aは、自分が交際していた女性が、Bとも交際を始めていることを知り、同女性を横取りされたと考えてBに強い恨みを抱き、目を掛けていた被告人Dら共犯者にBの殺害を持ちかけ、被告人Dらもこれに応じることで、極度のけん銃を用意するなどして、本件各犯行に及んだもの

である。このように、犯行の経緯、動機に酌量の余地はなく、その態様は、至近距離から頭部等に向けてけん銃を発射するという冷酷、非情かつ残忍なもので、Bのみならず、Cをも巻き添えにして、年若い2名の生命を奪ったという結果は重大である。各遺族の処罰感情は激しく、このような犯行が社会に与えた影響も軽視できない。被告人Aは、このような犯行の首謀者で終始犯行を差配したもので、被告人Dは、被害者らの殺害を実行したものであり、両被告人の刑事責任は誠に重大であって、被告人両名に対しては、死刑を選択することも考慮されるところである。

しかし、他方において、本件強盗殺人は、被告人AのBに対する恨みを主たる動機とした犯行であり、被害者らの殺害に用いられたけん銃は、被告人AがとももともBから預けられていたものであること、また、犯行の態様が一般市民を巻き込むようなものではなかったといった事情も認められるところである。

そうすると、被告人Aについては、本件各犯行を主導したものであるが、自ら警察に出頭し、犯罪事実を大筋で認めていること、比較的若年で前科もないことなどの事情等をも考慮すると、同被告人を極刑に処するほかないものとまでは断定し難く、同被告人を無期懲役に処した第1審判決を維持した原判決について、その量刑がこれを破棄しなければ著しく正義に反するとまでは認められない。

また、被告人Dについてみると、組織から脱退したいとの思いもあって、従属的に本件各犯行に関与したもので、被害者らの殺害を実行することになったのも被告人Aからの直前の指示によるものであること、真しな反省悔悟の情を示し、事案の解明にも寄与していること、比較的若年で前科もないこと、家族がCの遺族に対して300万円の見舞金を支払っていることなどの事情が認められることからして、同被告人を無期懲役に処した第1審判決を維持した原判決について、その量刑がこ

たり特に酌量すべき事情とは認められぬものと考える。以下順次説明する。

①については、本件が、被告人AのBに対する女性関係をめぐるえん恨がB殺害の目的であり、金品強奪についてはB殺害を決断した後には決意したものであることは、原判決指摘のとおりである。しかし、金品強奪は、殺害実行の19日前に、被告人Aにおいて金融業を営むBが普段多額の現金をバッグに入れて所持していることに着目して発案し、犯行現場において被告人A自らが素早く本件バッグを強奪したものであって、利欲性は高く、強盗殺人の類型として特に酌量すべき要素はない。本件について犯行の動機や犯意形成過程を考察するのであれば、B及びCに対するそれぞれの殺害等の犯意形成過程全体を考察すべきである。被告人Aは、Bが自分と関係がある女性と男女関係を結んだことから、たとえBが自分と女性との関係を知らなかったにせよ自分の女に手を出したから殺すという独善的、短絡的発意で殺害を決意するとともに、多額の現金を持つことに着目して金品強奪を決意するに至ったものであり、Cに至っては単に現場にいたという理由で、何の落ち度もないのに犯行発覚を防ぐために殺害したものである。このような動機や犯意形成過程について、常軌を逸した悪質性、残虐性を認めることは容易であるが、どの部分においても酌量すべき事情があると評価することはできない。

②については、もともと被告人Aの反社会的性格や危険性が、所属する暴力団組織により助長されたとする証拠は存在しないが、仮にそうであったとしても、被告人Aが自らの意思で暴力団に加入し、その影響により反社会的性格を深めたからといって、そのことは、刑の量定上不利な事情として評価するのが当然であり、これを有利な事情として評価することは明らかな誤りである。暴力団組織に所属し、暴力団特有の短絡的、独善的発想を身に付けて行った本件のような事案について、こ

れを酌量すべき事情と評価するなどという論理は、到底国民の理解を得られないであろう。

③については、本件は、被告人も被害者も共に暴力団関係者であることはそのとおりである。しかしながら、一般に、被告人及び被害者が暴力団関係者の場合に情状が酌量されることが多いのは、示談が成立している場合が多かったり、被害者にも一定の非があることなどが考慮されるからであって、単純に被害者が暴力団関係者であるというだけの理由で情状が酌量されているわけではない。

本件においては、被害者両名に落ち度はなく、自分の女に手を出したからという短絡的理由や犯行発覚を防ぐ口封じのため殺害の対象となり、多額の現金を所持しているから金品強奪の対象となったものであって、相手が一般人であっても十分起りうる事件である。このような動機や理由で殺害された被害者が暴力団員であつたからといって、これを酌量すべき事情と評価すべきものとは考えられない。

④については、被告人Aは、もともとけん銃1丁(S&W)を所有していたが、Bから預かったけん銃2丁のうち軍用けん銃であるマカロフが暴発の危険がなく、弾丸を込めていつでも使用できる状態にしておいても安全なことから、これを主に持ち歩き、本件犯行に使用したものである。Bがけん銃を所持していたことは、違法行為としてB自身が刑責を負うべきではあるが、このことが被告人Aに対する関係で非があることにはならないし、被告人AがBら殺害のために自分のけん銃より使い勝手がよい上記マカロフを使用したことが、いかなる意味でも酌量すべき事情になると評価することはできない。

本件では、けん銃の持主を云々するよりも、本件がけん銃を使用した凶悪犯罪であることを重視すべきである。我が国の治安は、厳しい銃規制により維持されてお

関する事情等は、甲斐中裁判官が反対意見において詳細に述べられており、私も基本的にこれと同意見である。

同裁判官の反対意見に敷衍する事項は、次のとおりである。

1 Aの刑を量定するに当たり特に斟酌すべき事情

本件は、銃刀法違反、強盗殺人、死体遺棄事件であるが、暴力団の組織の内部の紛争であり、被告人らがあらかじめ殺害後の死体遺棄場所を準備し、けん銃3丁及び実包18発を用いた計画的な銃器使用犯罪であり、一般市民を巻き込んだ犯行ではないものの、被殺者2名という結果を惹起している凶悪な事件である。

本件犯行において、Aの果たした役割は極めて重要であり、同人の量刑は共犯者である被告人Dと差異があつてしかるべきである。すなわち、Aは、殺害の実行行為を行っていないものの、終始犯行を差配し、財物強取を実行した首謀者である。Aらは、凶行の19日前である平成15年11月5日夜から翌6日未明にかけて、山中に1時間半から2時間ほどかけて深さ1メートルくらい、幅1メートルくらい、長さ1.2メートルくらいの穴を掘り、あらかじめ殺害後の死体遺棄場所を準備したうえで実行に及んでおり、用意周到な計画的な犯行である。その動機は、Aの交際女性をめぐっての被害者B（当時26歳）に対する自己の独善的怨恨にあり、同人の殺害は短絡的であつて宥すべき事情はない。被害者C（当時24歳）は当初から計画されていない被殺者であり、無関係者を口封じのため巻き添えにしたものであつてこれも弁解の余地はない。また、Aは、自ら殺害を実行する準備をしていたが、犯行の直前になつて突然Dに殺害を命じて実行させ、犯行後も血痕や遺留指紋の拭き取り等の罪証隠滅を共犯者に任せ、自らは前記交際女性と遊興に耽つていた。これら凶悪、計画、狡猾性などが同人の悪性の徴表であることはいうまでも

ない。加えて、暴力団組織の構成員相互間の犯行が減刑の理由とはならず、むしろ犯行場所であるB班事務所は住宅街にあり、付近住民に与えた衝撃は甚大であつたといえる。遺族の被害感情も峻烈であるにもかかわらず、現在に至るも被害者らに対して何らの慰謝の措置も講じられていない。なお、Aには、捜査、公判を通じて反省悔悟の情が微塵も見られず、そのうえ自ら有期懲役刑が相当であるとして上告に及んでいる。

これらの事情を斟酌すれば、現段階においてAには同情すべき何らの事情も見出すことはできず、また、同人に有期懲役刑を適用すべき余地はない。

2 死刑の選択

私は、死刑制度の存続あるいは廃止について特段の見解を持つ者、あるいは死刑停止の国連決議等に目をつむる者でもなく、憲法及び法律に拘束され、良心に従い独立して職権を行使するため、事件記録を精査し、審議を尽くし、英知を結集して適正かつ公平に職務を遂行している裁判官である。特に、死刑事件の刑の量定については、細心の注意を払って被告人に斟酌すべきなにかの事情がないかを詮索するように心掛けている。

現在、死刑の選択は、その選択の判断上重要な量刑要素と判断方法の一般的基準を判示した永山判決（昭和58年7月8日第二小法廷）をよすがとして、多くの先輩や現役裁判官が判決の集積と敷衍により最高裁判所判決の明確化を図り、死刑適用に関する客観的な一般的基準が判例上定着化しつつあるところである。これらの量刑要素と判断方法もあくまでも一般的基準であつて、絶対的要件ではないが、法律の解釈のみならず、刑の量定等に関する判例の統一を図ることも最高裁判所の責務であり、また、裁判員制度の実施を目前にして死刑と無期懲役との量刑基準を可